

令和8年6月9日

放送大学学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

放 送 大 学 学 園

監 事 藤 江 幸 一

監 事 大 河 原 遼 平

令和7会計年度放送大学学園監事監査報告書

私立学校法（昭和24年法律第270号）第52条及び放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第28条の規定に基づき、放送大学学園（以下「学園」という。）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を実施した結果、下記のとおり認められる。

記

1 監査の方法と概要

- (1) 理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、放送大学学園監事監査要綱及び予め定められた監査計画に従い、学園の業務執行状況及びその課題等については、関係書類の確認及び本部及び学習センターへの監査の実施、常勤理事への職務執行状況の聴取、理事会、評議員会、学長選考・監察会議等の主要な会議への出席等により、学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について確認した。
- (2) 内部統制システムの整備に関する理事会の決議及び決定内容、内部統制システムの整備・運用の状況について調査し、職員からの報告により確認した。
- (3) 会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人から、その独立性に関する事項、会計監査に関する法令及び学園諸規程の遵守に関する事項、会計監査に係る契約に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われるための体制に関する事項のほか、会計監査人の職務の執行の状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

2 監査の結果

(1) 業務の監査結果

監査計画に定めた監査方法により、重点項目を含む監査を実施した結果、本学園における大学の運営、放送及び事業の実施、施設設備の整備及び広報活動等の業務については、本学園の設置目的に沿い、法令その他の定め及び予算に従って、適正に執行されていることを認める。

また、理事の職務の執行状況に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

(2) 会計の監査結果

四半期監査及び決算監査を行い、適正に処理されているものと認める。

(3) 内部統制システムの整備の監査結果

内部統制システムの整備についての理事会の決議及び決定内容は相当であると認める。また、内部統制システムの整備・運用の状況について、指摘すべき事項は認められない。

(4) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

ア 会計監査人の監査方法及び結果は相当であると認める。

イ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制は、相当であると認める。

ウ 重要な後発事象として記載すべき事項はない。

(5) 事業報告書及び附属明細書の監査結果

ア 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、学園の状況を正しく示しているものと認める。なお、附属明細書については、事業報告書の内容を補足する重要な事項がないため作成していないことを確認した。

3 是正又は改善を要する事項

本会計年度の定期監査において、特段の是正や改善を要する事項は見受けられなかった。

以 上

※ この報告書は、令和7会計年度放送大学学園監事監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、原本は本学園が別途保管しています。